

## 目次

弁護士報酬の内容.....	1
弁護士委任契約書について.....	3
民事事件の着手金，報酬金.....	4
弁護士報酬額の計算方法.....	6
倒産処理等の着手金，報酬金.....	9
書面作成等の手数料.....	10
会社設立等の手数料.....	12
後見及び財産管理・身上監護の弁護士報酬.....	13

### 弁護士報酬の内容

弁護士報酬の内容は、次のとおりです。

法律相談料 30分 5500円を目安とします。

1時間を超える場合は1万1000円となる場合があります。

収入、資産が法テラスの援助を受けられる条件を満たしている場合は、相談料を無償とします。

法律鑑定料 法律上の判断又は意見についての鑑定報告書作成料金です。

11万円から33万円の範囲内の額とし、事案が特に複雑又は特殊な事情があるときは、別途協議します。

着手金 事件又は法律事務について、その結果のいかんにかかわらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価で、別に定める基準によります。

報酬金 事件等の処理が終了したときに、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価で、別に定める基準によります。

手数料 原則として一回程度の手続又は委任事務処理で終了する事件等についての委任

事務処理の対価で、別に定める基準によります。

顧問料	顧問契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価です。 事業者 随時相談型 月額 5 万 5000 円 プラス提起協議型 月額 11 万円以上（規模,内容による） 日事業者 年額 6 万 6000 円（月額 5500 円）以上
日 当	委任事務処理のために移動時間が特別にかかる場合の費用 往復 2 時間を超え 4 時間まで 3 万 3000 円以上 5 万 5000 円以下 往復 4 時間を超える場合 5 万 5000 円以上 11 万円以下
時間制	受任する事件等に関し、時間制で弁護士報酬を定めることもできます。この場合の単価は、1 時間ごとに 1 万 1000 円以上とし、事案の困難性、重大性、特殊性、新規性を考慮して定めます。

弁護士報酬は、一件ごとに委任契約において定めます。

## 弁護士委任契約書について

- 1 事件を受任したときは、内容が確定した時期に委任契約書を交わします。
- 2 委任契約において報酬額を定めるとき、次の事情を考慮して、弁護士報酬を適正妥当な範囲内で減額します。
  - ① 複数の事件等を受任し、かつその紛争の実態が共通であるとき。
  - ② 複数の依頼者から同一の機会に同種の事件等につき依頼を受け、委任事務処理の一部が共通であるとき。
- 3 事件等が、特に重大若しくは複雑なとき、審理若しくは処理が著しく長期にわたるとき又は受任後同様の事情が生じた場合には、依頼者と協議のうえ、その額を適正妥当な範囲内で増額を求めることがあります。
- 4 消費税は、別途請求とします。
- 5 実費として、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金、その他委任事務処理に要する実費等を負担していただきます。
- 6 委任契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任又は委任事務の継続不能により、途中で終了したときは、協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の全部若しくは一部を返還し、又は弁護士報酬の全部若しくは一部を請求します。

但し、委任契約の終了につき、弁護士のみに重大な責任があるときは、受領済みの弁護士報酬の全部を返還します。委任契約の終了につき、弁護士に責任がないにもかかわらず、依頼者が弁護士の同意なく委任事務を終了させたとき、依頼者が故意又は重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときは、委任事務処理の程度に応じて弁護士報酬の全部又は一部を請求させていただきます。

## 民事事件の着手金，報酬金

1 着手金は事件等の経済的利益の額を，報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定します。「確保」とは，実際に経済的利益を得たことではなく，判決，和解，示談等により，経済的利益を得られるべき状態になったことを言います。

2 経済的利益の額は，原則として，次のとおり算定しますが，紛争の実態に合わせて増減修正します。

- |                          |  |
|--------------------------|--|
| ① 金銭債権                   | 債権総額   |
| ② 将来の債権                  | 債権総額から中間利息を控除した額   |
| ③ 継続的給付債権                | 債権総額の10分の7の額<br>期間不定のものは，7年分の額   |
| ④ 賃料増減額請求事件              | 増減額分の7年分の額   |
| ⑤ 所有権                    | 対象たる物の時価相当額  |
| ⑥ 占有権，地上権，永小作権，賃借権及び使用借権 | 物の時価の2分の1の額または権利の時価のいずれか高いほう   |
| ⑦ 建物についての所有権に関する事件       | 建物の時価相当額に，その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。建物についての占有権，賃借権及び使用借権に関する事件は，⑥の額に，その敷地の時価の3分の1の額を加算した額 |
| ⑧ 地役権                    | 承役地の時価の2分の1の額  |
| ⑨ 担保権                    | 被担保債権額または担保物の時価相当額のいずれか低いほう  |
| ⑩ 不動産についての登記手続請求事件       | ⑤⑥③⑨に準じた額  |
| ⑪ 詐害行為取消事件               | 取消請求債権額または取消される法律行為の目的の価額のいずれか低いほう。  |
| ⑫ 共有物分割請求事件              | 対象となる持分の時価の3分の1の額<br>ただし，分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いのある部分については，争いの対象となる財産又は持分の額             |
| ⑬ 遺産分割請求事件               | 対象となる相続分の時価相当額<br>ただし，分割の対象となる財産の範囲及び相続分について争いのない部分については，その相続分の時価相当額の3分の1の額          |
| ⑭ 遺留分減殺請求事件              | 対象となる遺留分の時価相当額   |
| ⑮ 金銭債権についての民事執行事件        |  |

請求債権額または執行対象物件の時価相当額のいずれか低いほう。

- 3 経済的利益の額を算定することができないときは、その額を800万円とします。但し、事件等の難易、軽重、手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して、適正妥当な範囲内で増減額します。

## 弁護士報酬額の計算方法

### 1 訴訟事件，非訟事件，家事審判事件，行政審判等事件及び仲裁事件

着手金及び報酬金は，経済的利益の額を基準として，それぞれ次表のとおり算定します。（以下，これを「基準計算」と言います。）

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下	8.8%	17.6%
300万円を超え3000万円以下	5.5% + 9万9000円	11% + 19万8,000円
3000万円を超え3億円以下	3.3% + 75万9000円	6.6% + 151万8000円
3億円超	2.2% + 405万9000円	4.4% + 811万8000円

着手金の最低額は，原則として11万円とします。

### 2 調停事件及び示談交渉事件

着手金及び報酬金は，「基準計算」を準用します。ただし，それぞれの規定により算定された額の3分の2に減額することができるものとします。

示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときは，「基準計算」の2分の1の限度で追加着手金を請求させていただきます。

示談交渉事件又は調停事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときは，「基準計算」との差額を追加着手金として請求させていただきます。

### 3 示談交渉事件を除く契約締結交渉

着手金及び報酬金は，経済的利益の額を基準として，次表のとおり算定します。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下	2.2%	4.4%
300万円を超え3000万円以下	1.1% + 3万3000円	2.2% + 6万6000円
3000万円を超え3億円以下	0.55% + 19万8000円	1.1% + 39万6000円
3億円超	0.33% + 85万8000円	0.66% + 171万6000円

### 4 督促手続事件

着手金は，経済的利益の額を基準として，次表のとおり算定します。

経済的利益の額	着手金
300万円以下	2.2%
300万円を超え3000万円以下	1.1% + 3万3000円
3000万円を超え3億円以下	0.55% + 19万8000円
3億円超	0.33% + 85万8000円

着手金及び報酬金は，事件の内容により，増減額します。

着手金の最低額は、原則として5万5000円とします。

督促手続事件が訴訟に移行したときは、「基準計算」との差額を追加着手金として請求させていただきます。

報酬金額は、着手金の計算数字を倍額にして計算し、債権回収をしたときに支払っていただきます。

## 5 離婚事件

着手金及び報酬金は、次表のとおりとします。

	着手金	報酬金
離婚調停事件又は離婚交渉事件	22万円から55万円の範囲内の額	左に同じ
離婚訴訟事件	22万円から66万円の範囲内の額	左に同じ

離婚交渉事件、離婚調停事件、離婚訴訟事件を順次引き続いて受任するときは、この表の金額の範囲内で追加着手金を請求させていただきます。

財産分与、慰謝料など財産給付を伴うときは、財産給付の実質的な経済的利益の額を加味して、着手金及び報酬金の額を定めます。

## 6 境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟

着手金及び報酬金は、それぞれ33万円から66万円の範囲内の額とします。

調停事件及び示談交渉事件については、この3分の2の額を目安とします。

ただし、係争土地の時価が高額の場合は、「基準計算」に従います。

交渉、調停、訴訟を順次引き継いで受任するときは、上記の範囲内で追加着手金を請求させていただきます。

## 7 借地非訟事件

着手金は、借地権の額を基準として、次表のとおりとします。

借地権の額	着手金
5000万円以下の場合	22万円から55万円の範囲内の額
5000万円を超える場合	前段の額に5000万円を超える部分の0.55%を加算した額

報酬金は、借地権の額の2分の1を経済的利益の額として、「基準計算」によります。

調停事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、上記のそれぞれ3分の2の範囲内で定めます。

交渉、調停、訴訟を順次引き継いで受任するときは、上記の範囲内で追加着手金を請求させていただきます。

## 8 仮差押及び仮処分の各命令申立事件

着手金は、「基準計算」の着手金額の2分の1とします。

ただし、手続が複雑な場合は、3分の2まで増額することがあります。

仮差押及び仮処分手続のみにより本案の目的を達したときは、「基準計算」に準じて報酬金を請求させていただきます。

#### 9 証拠保全

22万円に本案事件の着手金額の11%を加算した額

#### 10 民事執行事件，執行停止事件

着手金は、「基準計算」の2分の1とし、報酬金は、本案事件を受任せず、かつ、事件が重大又は複雑なときに限り、「基準計算」の4分の1の限度で請求することがあります。

#### 11 即決和解事件

経済的利益の額	手数料
300万円以下	11万円
300万円を超え3000万円以下	1.1% + 11万円
3000万円を超え3億円以下	0.55% + 27万5000円
3億円超	0.33% + 93万5000円

#### 13 行政上の異議申立，審査請求，再審査請求その他の不服申立事件の着手金

「基準計算」の3分の2とし、報酬金は、「基準計算」の2分の1とします。

着手金及び報酬金は、事件の内容により、増減額します。



## 倒産処理等の着手金，報酬金

### 1 破産，会社整理，特別清算及び会社更生の各事件

着手金は，資産及び負債の額，関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じて定め，それぞれ次の額とします。

- |               |          |
|---------------|----------|
| ① 事業者の自己破産事件  | 55 万円以上  |
| ② 非事業者の自己破産事件 | 33 万円以上  |
| ③ 自己破産以外の破産事件 | 55 万円以上  |
| ④ 会社整理事件      | 110 万円以上 |
| ⑤ 特別清算事件      | 110 万円以上 |
| ⑥ 会社更生事件      | 220 万円以上 |

報酬金は，配当額，配当資産，免除債権額，延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定します。

### 2 民事再生事件

着手金は，資本金，資産及び負債の額，関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じて定め，それぞれ次の額とします。

- |               |          |
|---------------|----------|
| ① 事業者の民事再生事件  | 110 万円以上 |
| ② 非事業者の民事再生事件 | 33 万円以上  |
| ③ 個人再生事件      | 33 万円以上  |

報酬金は，弁済額，免除債権額，延払いによる利益，及び企業継続による利益等を考慮して算定します。

### 3 任意整理事件

着手金は，資本金，資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じて定め，それぞれ次の額とします。

- |                                      |  |
|--------------------------------------|--|
| ① 事業者の任意整理事件                         | 55 万円以上  |
| ② 非事業者の任意整理事件                        | 債権者 1 名当たり 3 万 3000 円とし，事件着手金の最低額を 5 万 5000 円とします。 |
| ③ 報酬金は，過払金返還を受けたときに限り，返還額の 22% とします。 |  |

## 書面作成等の手数料

### 1 契約書類及びこれに準ずる書類の作成

	経済的利益の額	手数料
定型	1000万円未満	5万5000円から11万円の範囲内
	1000万円以上1億円未満	11万円から33万円の範囲内
	1億円以上	33万円以上
非定型	300万円以下	11万円
	300万円を超え3000万円以下	1.1% + 7万7000円
	3000万円を超え3億円以下	0.33% + 30万8000円
	3億円超	0.11% + 96万8000円

特に複雑又は特殊な事情がある場合は、弁護士と依頼者との協議により定める額  
公正証書にする場合右の手数料に3万3,000円を加算する。

### 2 内容証明郵便作成

本人名で作成する場合 3万3000円以上

特に複雑又は特殊な事情がある場合は、弁護士と依頼者との協議により定める額

弁護士名で送付する場合 5万5000円以上

特に複雑又は特殊な事情がある場合は、弁護士と依頼者との協議により定める額

### 3 遺言書作成

定型	10万円から20万円の範囲内の額	
	経済的利益の額	手数料
非定型	300万円以下	22万円
	300万円を超え3000万円以下	1.1% + 18万7000円
	3000万円を超え3億円以下	0.33% + 41万8000円
	3億円超	0.1% + 107万8000円

特に複雑又は特殊な事情がある場合弁護士と依頼者との協議による定める額

### 4 遺言執行

	経済的利益の額	手数料
	300万円以下	33万円
	300万円を超え3000万円以下	2.2% + 26万4000円
	3000万円を超え3億円以下	1.1% + 59万4000円
	3億円超	0.55% + 224万4000円

特に複雑又は特殊な事情がある場合は、弁護士と受遺者との協議により定める額

遺言執行に裁判手続を要する場合は、遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求することができる。

5 自賠責請求(自動車損害賠償責任保険に基づく被害者請求

次により算定された額。ただし、損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合には、協議により適正妥当な範囲内で増減額します。

給付金額が150万円以下の場合	3万3000円
給付金額が150万円を超える場合	給付金額の2.2%

## 会社設立等の手数料

### 1 設立, 増減資, 合併, 分割, 組織変更, 通常清算

資本額若しくは総資産額のうち高い方の額又は増減資額に応じて以下により算出された額。

1000 万円以下	4.4%
1000 万円を超え 2000 万円以下	3.3%+11 万円
2000 万円を超え 1 億円以下	2.2%+33 万円
1 億円を超え 2 億円以下	1.1%+143 万円
2 億円を超え 20 億円以下	0.55%+253 万円
20 億円超	0.33%+693 万円

ただし, 合併又は分割については 220 万円を, 通常清算については 110 万円を, その他の手続については 11 万円を, それぞれ最低額とする。

### 2 M&A

全手続	前項に準じる。
デューデリジェンス調査, 報告	220 万円
契約書チェック	1 回 1 万 1000 円
契約書作成	非定型契約書作成料に準じる。

### 3 会社設立等以外の登記等

申請手続 1 件 5 万 5000 円。ただし, 事案によっては, 弁護士と依頼者との協議により, 適正妥当な範囲内で増減額することができる。

交付手続登記簿謄抄本, 戸籍謄抄本, 住民票等の交付手続は, 1 通につき 1100 円とする。

### 4 株主総会等指導

33 万円以上
総会等準備も指導する場合 55 万円以上

### 5 現物出資等証明

1 件 33 万円。ただし, 出資等にかかる不動産価格及び調査の難易, 繁簡等を考慮して, 弁護士と依頼者との協議により, 適正妥当な範囲内で増減額することができる。

## 後見及び財産管理・身上監護の弁護士報酬

### 1 任意後見契約又は財産管理

身上看護契約の締結に先立って、依頼者の事理弁識能力の有無，程度及び財産状況その他依頼者の財産管理又は身上監護にあたって把握すべき事情等を調査する場合の手数料

5万5000円から22万円の範囲内の額

特に複雑又は特殊な事情がある場合は，弁護士と依頼者との協議により定める額

### 2 任意後見契約又は財産管理・身上監護契約に基づく委任事務処理を開始したとき

次表の月額報酬を請求させていただきます。ただし，不動産の処分等日常的若しくは継続的委任事務処理に該当しない事務処理又は委任事務処理のための裁判手続等は，別件として委任契約を締結し，弁護士報酬を請求させていただきます。

事務処理の内容	報酬
依頼者が日常生活を営むのに必要な基本的な事務の処理を行う場合	月額5500円から5万5000円の範囲内の額
依頼者が日常生活を営むのに必要な基本的な事務に加えて，収益不動産の管理その他の継続的な事務の処理を行う場合	月額3万3000円から11万円の範囲内の額

### 3 任意後見契約又は財産管理・身上監護契約締結後，その効力が発生するまでの間，依頼者の事理弁識能力を確認するなどのために訪問して面談する場合の手数料

1回あたり5500円から3万3000円の範囲内の額

### 4 後見開始申立

16万5000円から33万円の範囲内の額